

主な改訂内容



項目	【改訂前(2020年3月31日以前)】 ソフトウェア サポートサービス契約	【改訂後(2020年4月1日以降)】 ソフトウェア・プロダクト 技術サポート契約条項
技術サポートの提供者	(冒頭、第2条) セゾン情報システムズ	(冒頭) セゾン情報システムズ、または、代理店 (TSP ^{(*)1} 様、TSAP ^{(*)2} 様)
契約期間	(第3条) 1年毎の自動更新	(第4条) 契約期間 (1年、3年、5年) で終了。更新は、再契約 (再注文)。
契約条項の変更手続き	規定なし	(第12条) 適宜変更され、契約更新時に最新の契約条項が適用。
技術サポートの提供者の保証	規定なし	(第9条) 技術サポートに瑕疵(品質の不一致)がある場合、必要な技術サポートを合理的な範囲で繰り返し実施。
技術サポートの提供者の損害賠償責任	(第8条) サービス料金1年分を上限。故意または重過失の場合に限り、通常損害および特別損害 (逸失利益含む) について責任を負う。	(第10条) サービス料金1年分を上限。直接の結果として被った通常かつ現実の損害に限定。

(*1) TSP: Technical Support Partner

(*2) TSAP: Technical Support Advanced Partner